

重要なお知らせ

## 令和2年分 所得税の確定申告・納付期限の延長に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告所得税及び復興特別所得税の申告・納付期限が、**令和3年4月15日(木)まで延長**されることとなりました。

役場での申告受付は当初の予定通り、3月15日(月)で終了します。

3月16日(火)から町税務課では、「町民税・県民税申告」のみ受付を行います。  
所得税の納付や還付が発生する「確定申告」の受付は水戸税務署のみとなります。  
納期限等の詳細は「国税庁ホームページ」をご確認ください。

### ■ 3月16日(火) 以降の町民税・県民税申告について

受付場所	役場1階 税務課窓口(6番窓口)
受付時間	午前8時30分～午後5時
休日の申告	実施しません

※申告相談の結果、所得税の納付や還付が発生する方につきましては、水戸税務署での確定申告の手続きをご案内させていただきます。ご了承ください。

【問合せ先】 町民税・県民税申告について 茨城町税務課 ☎029-240-7114 (直通)  
確定申告について 水戸税務署 ☎029-231-4211 (代表)

## スマートフォン決済アプリで町税等の納付ができます

令和3年4月1日から、スマートフォン決済アプリを利用して町税等の納付ができるようになります。

**納付できる町税等** 町民税・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、上下水道料金

**対象アプリ** PayPay、LINEPay、PayB

**ご利用方法** スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印刷されているバーコードを読み取って納付します。

※納付に係る手数料はかかりませんが、通信料は自己負担となります。

納期限が過ぎた納付書の決済はできません。

領収書は発行されませんので、必要な方は金融機関等で納付してください。

車検など、納税証明書の発行を急ぐ方は、金融機関等で納付してください。



【問合せ先】 税務課 収納グループ ☎029-240-7104 (直通)